

## 第8期町田市介護保険事業計画及び次期町田市高齢者福祉計画について

第8期町田市介護保険事業計画及び次期町田市高齢者福祉計画(以下「次期計画」という。)を一体化して策定することについて、以下のとおり報告いたします。

### (1) 計画の法的根拠

- ・町田市介護保険事業計画は、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施のため、介護保険法第117条により策定が義務付けられている市町村介護保険事業計画です。現行計画の計画期間は2018年度～2020年度までの3ヵ年としています。
- ・町田市高齢者福祉計画は、老人福祉事業の供給体制の確保のため、老人福祉法第20条の8により策定が義務付けられている市町村老人福祉計画です。現行計画の計画期間は2012年度～2021年度までの10ヵ年としています。
- ・町田市介護保険事業計画と町田市高齢者福祉計画は、根拠法令(介護保険法介護保険法第117条第6項、老人福祉法第20条の8第7項)において「一体のものとして作成されなければならない。」とされています。

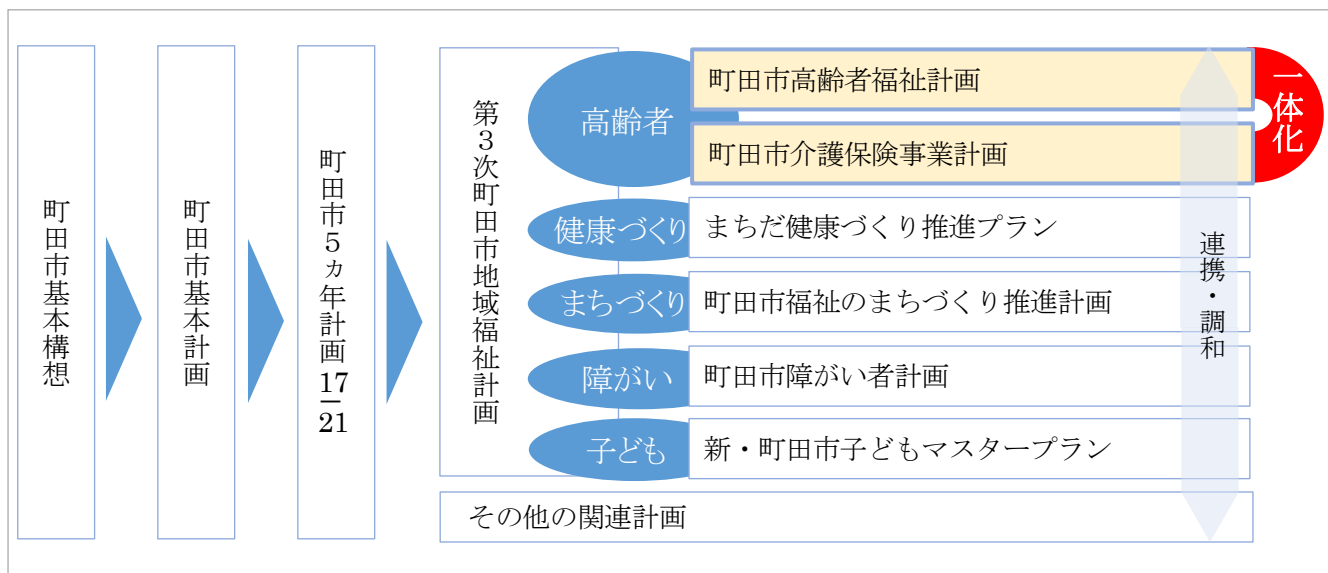
### (2) 現行計画の課題

- ・高齢者関連施策について、町田市介護保険事業計画と町田市高齢者福祉計画の2つの計画に分けて記載されていることで、市民にとって計画体系や施策・取組の全体像が把握しにくくなっています。
- ・地域共生社会の実現に向けて、今後より一層、福祉分野(高齢者、障がい者、子ども、保健医療等)間の横断的な連携が重要となることから、地域福祉における高齢者福祉分野の位置付けを整理して示す必要があります。
- ・町田市介護保険事業計画と町田市高齢者福祉計画の計画期間サイクルが合わないため、策定・進捗管理事務が非効率的となります。

### (3) 次期計画の策定方針

- ・次期計画は、2021～2023年度の3ヵ年を計画期間として町田市介護保険事業計画と町田市高齢者福祉計画を一体化し同時策定します。
- ・次期計画の一体化にあたっては、新たな基本構想・基本計画や地域福祉計画、その他の関連計画との連携・調和を図られるよう調整し策定します。
- ・現町田市高齢者福祉計画の計画期間は、10ヵ年(2012年度～2021年度)ですが、次期計画の一体化に伴い9ヵ年(2012年度～2020年度)で評価をし、2021年度からの新たな計画として策定します。

▼町田市介護保険事業計画及び町田市高齢者福祉計画の位置付け



(4) 町田市介護保険事業計画・町田市高齢者福祉計画の一体化による効果

- ・町田市介護保険事業計画と町田市高齢者福祉計画の2つの計画に分けて記載している高齢者関連施策について、目的別で計画体系を一体化して整理することで、市民にとって施策・取組の全体像が把握しやすくなります。
- ・地域共生社会の実現に向けて、地域福祉における高齢者福祉分野の位置づけを整理して示すことができます。
- ・町田市介護保険事業計画と町田市高齢者福祉計画の計画期間が合致し、両計画で重複している取組を整理することで、計画策定・進捗管理に係る事務を効率化することができます。

(5) 次期計画の策定スケジュール

次期計画の策定に向けたスケジュールは下記のとおりです。

2020年 4月	町田市介護保険事業計画・高齢者福祉計画審議会 諮問
2020年11月	町田市介護保険事業計画・高齢者福祉計画審議会 中間報告
2020年12月	2020年第4回町田市議会定例会行政報告 (パブリックコメントの実施)
2020年12月 ～ 2021年 1月	パブリックコメントの実施 市民説明会の開催
2021年 2月	町田市介護保険事業計画・高齢者福祉計画審議会 答申
2021年 3月	第8期町田市介護保険事業計画・次期町田市高齢者福祉計画 策定
2021年 3月	2021年第1回町田市議会定例会 行政報告 (第8期町田市介護保険事業計画・次期町田市高齢者福祉計画の策定)

※ 計画策定スケジュールは、厚生労働省から示される市町村介護保険事業計画策定基本指針の通知時期や内容等により変更となる場合があります。